

福祉タクシー利用料金助成事業

○対象者

公共交通機関の利用が困難、または下肢が不自由で次のいずれかに該当する方

- 1 65歳以上の方
- 2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、難病の医療受給者証のいずれかをお持ちの方

○利用方法

利用券の交付を受けてから、指定のタクシー会社に連絡をしてご利用ください。

○利用者負担

タクシー利用料金	利用者負担
1,000円以下	400円
1,001円～2,000円	800円
2,001円～3,000円	1,200円
3,001円～4,000円	1,600円
4,001円～5,000円	2,000円
5,001円以上	3,000円を控除した額

○利用限度

年48回まで(申請月により回数が異なります)
※往路、復路それぞれ1回として数えます。

配食サービス事業

○対象者

高齢・心身の障がいや病気などのため食事の支度が困難な方で、次のいずれかに該当する方

- 1 おおむね65歳以上でひとり暮らしの方
- 2 高齢者のみの世帯の方
- 3 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、難病の医療受給者証のいずれかをお持ちの方

○利用者負担 1食300円

○利用限度 週7回以内

○申請方法

申請時に持病、服薬、食生活などを聞き取りますので、できるだけ把握した状態でお越しください。
※配食サービスは安否確認を兼ねていますので、配食時は必ずご在宅のうえ、食事を直接受け取ってください。

問 長寿福祉課 高齢者支援G ☎52-1111 内線175

各支所 山方 ☎57-2111 美和 ☎58-2111 緒川 ☎56-2111 御前山 ☎55-2111

家族介護慰労金の受付が始まります

在宅で重度要介護高齢者を介護している家族に対して、その労をねぎらい、家族の経済的負担を軽減するため「家族介護慰労金」を支給します。

該当する方は長寿福祉課または各支所で申請手続きを行ってください(個人へのお知らせは行いませんので、ご注意ください)。

提出された申請書の内容を審査し、11月下旬までに結果を通知し、該当者へ慰労金を支給します。

受付期間	7月1日(月)～7月31日(水)
基準日	令和6年6月30日(日)
慰労金の額	6万円または12万円 ※介護保険サービスの利用状況により支給金額が異なります。
申請方法	長寿福祉課または各支所へ申請書を提出

※支給要件などの詳細は、長寿福祉課にお問い合わせください。お知らせ版 5月 25 日発行号または市ホームページにも掲載しています。

申請・問 長寿福祉課 高齢者支援G ☎52-1111 内線175

介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証の有効期限が終了します

介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証の有効期限は令和6年 **7月31日(水)まで** です。

介護保険負担割合証

令和6年8月1日から使用する新しいものは7月下旬に郵送します。

介護サービスを利用するときは、必ず介護保険被保険者証と一緒にサービス事業者や施設にご提示ください。

介護保険負担限度額認定証の申請

施設サービスの食費と部屋代は、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方には負担軽減を行っています。

8月1日以降の認定申請がお済みでない方は、**8月30日(金)まで**に、長寿福祉課で申請手続きをお願いします。(該当している方には6月上旬に通知しています。)

申請・問 長寿福祉課 介護保険G ☎52-1111 内線174・176